

木城町建設工事の入札に係る建設工事内訳書取扱要領

平成28年 3月 2日
要 領 第 2 号

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事の入札に係る工事内訳の取扱について、必要な事項を定める。

(対象工事の種類及び設計金額)

第2条 工事内訳書を提出する建設工事の種類及び金額は、次の号に定めるところによる。(以下「対象工事」という。)

- (1) 土木工事一式及び建築工事一式並びに、その他の建設工事とする。
- (2) 設計金額は、500万円以上の工事とする。
- (3) ただし、町長が工事内訳書の提出を求めないと判断した場合は、対象工事であっても、その限りではない。

(提出書類及び提出時期)

第3条 対象工事の工事内訳書は、別紙様式の定めるところによるが、内容が本町の内訳書の内容を満たしていれば、業者作成の様式でも差し支えない。また、工事内訳書の提出時期は、入札時に入札書と同じ封筒に封入し、提出する。

(入札における落札者の決定)

第4条 入札会場において、入札書及び工事内訳書により金額等の確認を行い落札者を決定する。

(附則)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。